

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年四月四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年四月四日

埼玉県秩父県土整備事務所長 新 井 昌 行

路線名	一般国道二百九十九号
供用開始の区間	秩父市寺尾字坪之内二〇五二番二地 先から同市寺尾字植田一七八七番五 地先まで (ただし、関係図書に表示する部分 に限る。)
供用開始の期日	令和七年四月四日
備考	平成二十六年六月十 八日付け埼玉県秩父 県土整備事務所長告 示第十八号で告示し た道路予定区域の一 部供用開始である。 延長一七九・三九メ ートル